

# 重 要

令和2年7月20日

保 護 者 様

上越教育大学附属中学校  
校長 山縣 耕太郎

## 新型コロナウイルス感染に伴う臨時休業等の基準について（確認）

このたびの新型コロナウイルス感染について、再び全国的な感染拡大が注視されています。

さて、当校においては、県及び上越市の動向等を踏まえ、国立大学法人上越教育大学危機管理対策本部の決定により、下記のように「臨時休業等の基準」を設けています。

つきましては、再度御確認いただくとともに、新型コロナウイルス感染症に係るいじめの防止につきましても、御家庭でも御指導いただくよう重ねてお願いいたします。

### 記

#### 1 学校休業等の基準

##### ○ 当該生徒・教職員について

	症状あり（※1）	濃厚接触者に特定（※3）	感染が判明
生徒・教職員本人	自宅で休養（※2）	原則として2週間登校しない（※4）	治癒するまで登校しない

##### ○ 当該生徒・教職員の在籍する学級・学校等について

	症状あり（※1）	濃厚接触者に特定（※3）	生徒等に感染が判明
当該生徒の在籍する学級	学級閉鎖としない	学級閉鎖としない	2週間を目安に学級閉鎖
附属中学校	休業しない	休業しない	いったん臨時休業 その後、保健所等と相談し、 適宜再開
周辺の学校	休業しない	休業しない	休業しない（※5）

※1：発熱をはじめ、咳、のどの痛み、倦怠感などのかぜの症状。

※2：「出席停止」の日数として扱うことが可能。

※3：同居する者の感染が判明した生徒、教職員も同様に扱う。

※4：学校保健安全法に基づく「出席停止」とし、感染者と最後に接触した日から2週間。

※5：感染した生徒及び教職員の感染経路や活動範囲、地域の感染拡大状況を考慮し、保健所等と十分協議の上、感染者が発生していない学校をいったん休業・閉鎖する場合もあり得る。

#### 2 ご家庭での協力について

新型コロナウイルスは、注意していても誰もが感染し得る感染症であること、感染者は感染したことにより心身ともに苦しい状況であることを踏まえ、更なる感染予防に徹することが大切です。附属中学校は、「[新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン](#)」（5月22日改訂）を基に、子供の安全・安心な教育活動を進めています。とりわけ、コロナ禍における差別的な言動、感染者探しや感染者及び医療従事者やその家族への誹謗中傷は厳に慎むことについて、生徒に指導しているところです。

各ご家庭におきましても、御理解をいただき、引き続き差別や偏見、いじめ等が起こらぬよう御指導ください。